

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する
法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者
等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告す
る。

令和8年3月9日 鳥取地方法務局 登記官 野田仁志

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2700-2025-0002	鳥取市河原町袋河原字見山 6 0 7
2700-2025-0020	八頭郡八頭町麻生字中々 5 6 8
2700-2025-0030	八頭郡八頭町麻生字小麻生谷 7 2 7
2700-2025-0032	八頭郡八頭町麻生字村中 1 1 6
2700-2025-0036	八頭郡八頭町麻生字日和 5 9 3
2700-2025-0069	岩美郡岩美町大字本庄字川イゴ 2 8 9 - 4
2700-2025-0070	岩美郡岩美町大字本庄字大教坊 9 4 0
2700-2025-0084	岩美郡岩美町大字本庄字満寺 8 8 9
2700-2025-0087	岩美郡岩美町大字陸上字西ノ脇 1 - 3